

○近江八幡市小規模保育改修等支援事業補助金交付要綱

平成26年7月1日

告示第112号

改正 平成27年6月12日告示第131号

(題名改称)

平成27年7月8日告示第153号

平成28年3月31日告示第64号

平成28年10月26日告示第210号

平成29年6月9日告示第137号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第66号）第43条に基づき地域型保育給付（小規模保育に限る。）の支給に係る事業を行う者として市長の確認を受けた事業者又は確認を受けることが予定されている事業者に対し、予算の範囲内で近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、賃貸物件等により新たに小規模保育事業の設置するための改修等に要する経費を補助することについて、近江八幡市補助金交付規則（平成22年近江八幡市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(平27告示131・全改)

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で小規模保育事業を整備しようとする事業者又は運営する事業者とする。

2 補助対象者が運営する小規模保育事業は、設備及び運営に関し、近江八幡市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年近江八幡市条例第35号）の基準を満たすものでなければならない。

3 施設の改修等に係る補助金の交付は、定員拡大又は老朽化に伴う既存施設の改修が必要となる場合を除き、1事業所につき1回を限度とする。

(平27告示131・平28告示210・一部改正)

(補助金額等)

第3条 補助基準額、補助対象経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

補助基準額	補助対象経費	補助率
3, 200万円	賃貸物件等を活用した小規模保育事業所の新設、定員の拡大又は老朽化に伴い必要となる経費（改修費等又は賃貸借料（礼金を含み、敷金を除く。））	4分の3以内

2 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、これを減額することができる。

(平29告示137・全改)

(補助金の交付申請)

第4条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金交付申請書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 工事設計書及び工事図面
- (4) 収支予算書及び経費明細書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(平27告示131・一部改正)

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(平 2 7 告 示 1 3 1 ・ 一 部 改 正)

(変更交付申請書)

第 6 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)

は、補助金の交付決定後、申請の内容を変更しようとするときは、近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金変更交付申請書(別記様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その申請の内容を審査し、適当と認めたときは、近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金変更交付決定通知書(別記様式第 4 号)により補助事業者に通知するものとする。

(平 2 7 告 示 1 3 1 ・ 一 部 改 正)

(事業実績報告)

第 7 条 補助事業者は、当該補助事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は当該補助事業を実施した年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 近江八幡市小規模保育改修費等支援事業実績報告書(別記様式第 5 号)

(2) 事業報告書

(3) 工事精算設計書(図面及び写真添付)

(4) 工事関係決算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平 2 7 告 示 1 3 1 ・ 一 部 改 正)

(補助金の額の確定等)

第 8 条 市長は、補助事業の実績報告書を受けた場合においてはその報告書を審査し、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金交付確定通知書(別記様式第 6 号)により、当該補助事業者に通知しなければならない。

(平 2 7 告 示 1 3 1 ・ 一 部 改 正)

(補助金の請求)

第9条 前条の通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求する場合には、近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金請求書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、当該補助金を交付するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業等の目的を達成するために市長が特に必要があると認めたときは、交付すべき補助金の額の全部又は一部を概算払い又は前金払いで交付することができる。この場合において、補助事業者は、市長が必要と認める事業実施状況に関する書類を提出しなければならない。

（平27告示131・一部改正）

（財産の処分制限）

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けた小規模保育事業を廃止し、休止し、若しくは他の目的に使用する場合又は譲渡し、交換し、貸付け、若しくは担保に供するときは、あらかじめ市長に協議してその承認を受けなければならない。

（補助金の返還等）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その交付決定の全部若しくは一部を取り消し、及び既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1） 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（2） 規則又はこの要綱に違反したとき。

（3） 書類の記載事項に虚偽があったとき。

（4） その他市長が不相当と認めたとき。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けて開設した小規模保育事業が、開設後10年に満たずに事業を廃止した場合は、当該補助金の交付額に次の表に定める率を乗じて得た額を市長に返還しなければならない。ただし、特別の事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

5年未満	5年以上6年	6年以上7年	7年以上8年	8年以上9年	9年以上10
	未満	未満	未満	未満	年未満

100%	50%	40%	30%	20%	10%
------	-----	-----	-----	-----	-----

(平27告示153・一部改正)

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (平成27年告示第131号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前の近江八幡市小規模保育事業設置運営補助金交付要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱による改正後の要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則 (平成27年告示第153号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (平成28年告示第64号)

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置の原則)

2 近江八幡市の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この告示の施行前にされた近江八幡市の処分その他の行為又はこの告示の施行前にされた申請に係る近江八幡市の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

3 この告示による改正前の告示の規定により不服申立てに対する市の決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であって、当該不服申立てを提起しないでこの告示の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの

(当該不服申立てが他の不服申立てに対する市の決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこ

の告示による改正前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

付 則 (平成28年告示第210号)

この要綱は、告示の日から施行する。

付 則 (平成29年告示第137号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別記様式第1号（第4条関係）

近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）

近江八幡市長

住 所

申請者 事業者名

代表者氏名

印

上記事業について補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 工事設計書及び工事図面
- (3) 収支予算書及び経費明細書

4 特記事項

別記様式第2号（第5条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

住 所  
申請者 事業者名  
代表者氏名 様

近江八幡市長 印

近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 補助金については、  
下記のとおり条件を付して交付することを決定します。

記

- 1 事業に要する経費 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助金の交付の対象となる事業は、交付申請書記載のとおりとする。
- 4 事業が完了したときは、事業実績報告書を提出すること。
- 5 補助金に係る予算及び決算並びに設置運営に関する書類は、事業完了後10年間  
保存すること

(裏)

行政不服審査法等に基づく教示

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則

(平成22年近江八幡市規則第10号) 第2条第1号該当

別記様式第3号（第6条関係）

近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金変更交付申請書

年 月 日

（あて先）

近江八幡市長

住 所

申請者 事業者名

代表者氏名

印

年 月 日付け 指令第 号で補助金の交付決定のあった  
事業を下記のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の変更理由
- 3 当初申請額
- 4 変更申請額
- 5 特記事項

別記様式第4号（第6条関係）

（表）

第 号  
年 月 日

事業者名

代表者名 様

近江八幡市長 印

近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 補助金については、  
下記のとおり条件を付して交付することを決定します。

記

- 1 補助金変更交付決定額 円
- 2 補助金の交付の対象となる事業は、変更交付申請書記載のとおりとする。
- 3 事業が完了したときは、事業実績報告書を提出すること。
- 4 補助金に係る予算及び決算並びに設置運営に関する書類は、事業完了後10年間保存すること。

(裏)

行政不服審査法等に基づく教示

行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示文の標準を定める規則

(平成22年近江八幡市規則第10号) 第2条第1号該当

別記様式第5号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）

近江八幡市長

住 所

申請者 事業者名

代表者氏名

印

近江八幡市小規模保育改修費等支援事業実績報告書

このたび、小規模保育改修費等支援事業が完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

所在地	
小規模保育事業の名称	
整備部分の延床面積	m <sup>2</sup>

添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 工事精算設計書（図面及び写真添付）
- (3) 工事関係決算書

別記様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

事業者名

代表者氏名 様

近江八幡市長 印

近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 事業に対する  
補助金については、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 補助金変更交付確定額 円
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 特記事項

別記様式第7号（第9条関係）

年 月 日

近江八幡市長 あて

住 所

申請者 事業者名

代表者氏名

印

近江八幡市小規模保育改修費等支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 指令第 号で補助金交付の確定を受けました近江八幡市小規模保育改修費等支援事業に対する補助金を交付されたく、下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

別記様式第1号（第4条関係）

（平27告示131・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

（平27告示131・旧別記様式第3号繰上・一部改正、平28告示64・一部改正）

別記様式第3号（第6条関係）

（平27告示131・旧別記様式第4号繰上・一部改正）

別記様式第4号（第6条関係）

（平27告示131・旧別記様式第6号繰上・一部改正、平28告示64・一部改正）

別記様式第5号（第7条関係）

（平27告示131・旧別記様式第7号繰上・一部改正）

別記様式第6号（第8条関係）

（平27告示131・旧別記様式第9号繰上・一部改正）

別記様式第7号（第9条関係）

（平27告示131・旧別記様式第10号繰上・一部改正）